

「入札契約制度（案）に係る説明会」質問に対する回答について

1. 入札方式について（建設工事）

（質問・意見）

令和8年度からの入札契約制度について、広島県の制度を踏襲する形式になるのご説明であったと考えます。広島県の制度を踏襲されるということは、県と同様に低入札者でも低入札資料を提出すれば低入札が容認される制度という理解でよろしいでしょうか。また、低入札で落札した工事を手持ち工事として保有している場合のペナルティ等も県の制度と同じになるという認識でよろしいでしょうか。

（回答）

低価格入札があった場合は、県の制度と同様に、適正な履行確保について調査を行ったうえで落札者を決定します。

また、低価格入札で落札した工事を手持ち工事として保有している場合の措置についても県の制度と同様の扱いとする予定です。

※水道企業団 HP の質問フォームへご質問をいただいたものを掲載しております。